

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人かんざき内科クリニック
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 福岡県太宰府市観世音寺一丁目4番30号

(3) 設立認可年月日 平成23年11月4日

(4) 設立登記年月日 平成23年11月25日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	神崎 敦子	かんざき内科クリニック管理者
理 事	神崎 進	
同	中元 智子	
監 事	井上 雄策	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	かんざき内科クリ ニック	福岡県太宰府市観世音寺一丁目4 番30号	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年7月27日 令和1年度決算の決定

令和3年5月18日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人かんざき内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福岡県太宰府市観世音寺一丁目4番30号

財 産 目 録  
(令和 3年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	27,945 千円
2. 負 債 額	40,980 千円
3. 純 資 産 額	△ 13,035 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	23,172
B 固 定 資 産	4,773
C 資 産 合 計 (A+B)	27,945
D 負 債 合 計	40,980
E 純 資 産 (C-D)	△ 13,035

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人かんざき内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福岡県太宰府市観世音寺一丁目4番30号

貸借対照表  
(令和 3年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	23,172	I 流動負債	742
II 固定資産	4,773	II 固定負債	40,238
1 有形固定資産	3,514		
2 無形固定資産	145	負債合計	40,980
3 その他の資産	1,114		
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	△ 23,035
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 13,035
資産合計	27,945	負債・純資産合計	27,945

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。



法人名 医療法人かみざき内科クリニック  
所在地 福岡県太宰府市観世音寺一丁目4番30号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	神崎 敦子	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払い (注1)	2,940	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1). 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式6

## 監事監査報告書

医療法人かんざき内科クリニック

理事長 神崎 敦子 殿

私は、医療法人かんざき内科クリニックの令和2会計年度（令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年7月16日

医療法人かんざき内科クリニック

監事 井上 雄策